慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	九条隆博伝の考察（一）：永仁勅撰撰者の生涯
Sub Title	
Author	佐々木, 孝浩(Sasaki, Takahiro)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	1991
Jtitle	三田國文 No.14 (1991. 6) ,p.8- 18
JaLC DOI	10.14991/002.19910600-0008
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-19910600-0008

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

九条隆博伝の考察（一）

――永仁勅撰撰者の生涯――

佐々木孝浩

一　序

第十三代勅撰集と成り得ず、未遂のままに終わった永仁勅撰の議は、けれども、反御子左派と京極派という、鎌倉期和歌史上に重要な二つの文学活動の間に位置するという点に於いて、いささか注意を要する問題であると思われる。

永仁元年（一二九三）八月二十七日、伏見天皇より勅撰集撰進の下命を受けた四歌人の内、為兼・雅有・為世の三名についての研究の進展[1]に対し、ひとり九条隆博のみは、その詠歌並びに伝に関する研究があまり進められているとは言い難い[2]。

この九条隆博は、いわゆる反御子左派の中心人物であった、六条藤家流九条家の知家行家父子の嗣として生まれ、京極派誕生の温床となった熙仁親王（伏見天皇）東宮歌壇の構成員であった、という二点からも、永仁勅撰の考察上重要な人物であると言える。そこで本稿では、歌人九条隆博の伝と活動の考察を行い、永仁勅撰ひいては鎌倉期和歌史研究の一助としたいと思う。

二　生没年　附、妻子

第十一代勅撰集『続古今和歌集』の五撰者の一人、九条行家の息として生まれた隆博は、その母・生年共に不詳である。ただ生年については、井上宗雄氏が『中世歌壇史の研究　南北朝期』（明治書院、昭四〇・一一）に於いて、隆博息隆教の生年や行家と隆教の叙従三位年齢等を勘案して、仁治末か寛元初年の生まれと推定されておられ、また近時の「藤原行家の生涯―年譜風に―」（「立教大学日本文学」六一号、昭六三・一二）では、知家等の叙爵時年齢や行家の年齢などから、仁治二年（一二四一）頃と試算されている。現在までに管見に入った年齢推定の唯一の手掛かりとしては、

永仁元年八月十五夜後宇多院に十首歌召しけるに、

秋虫を　　大蔵卿隆博

秋をへてなるる枕のきりぎりすしるや五十路の涙そふとは

（新拾遺集・四七七）

とある一首がある。この歌の示す、永仁元年（一二九三）に隆博が「五十路」、つまり四十代後半から五十代初めであった[3]可能性の高さ

は、井上氏の推定を補強するものとなる。仮に、隆博が寛元二年（一二四四）の生まれだと想定すると、永仁元年には五十歳、同六年十二月五日の没時（公卿補任）[4]には五十五歳であったことになる。便宜上以下の年齢表示はこの計算に依ることとしたい。

またここで、隆博の子と妻について確認しておきたい。『尊卑分脈』（以下「分脈」と略称）や『系図纂要』及び『四条家譜』[5]等の系図に拠れば行家の子は隆博一人である。その子もまた隆教一人で、『公卿補任』（以下「補任」と略称）の年齢注記に従えば、隆教は文永六年（一二六九）の生まれ、父隆博が推定年齢二十六歳の折の子となる。「分脈」の隆教には官位が記されるのみだが、橘以経女子の傍注に「大蔵卿藤隆博卿室正二位隆教卿母」とあって、その母が知られる。ところが、「補任」の叙従三位の尻付では隆教の母は「故弾正大弼行経朝臣女」とあり、確かに「分脈」の南家貞嗣流行経の女子にも「左京大夫隆博室」との傍注が存している。隆博に親の名がよく似た二人の妻がいたとも考えられるものの、橘以経・藤原行経ともに弾正大弼を経験している（分脈）こともあり、草体の「以」と「行」との近似が元で氏の異なる二人の隆博室と隆教母が生まれた可能性が高いのではないだろうか。であるとしても、一方に決するに足る証拠も無いのだが、行経が和歌と縁遠い家系であるのに対し、以経は曾祖父広房や従兄弟長政（法名寂縁）等同族に勅撰歌人が多く、且つ位は低くとも橘氏長者の家柄である分、橘以経女子の方が隆教の母である蓋然性が高いとは言えようか。隆博にこの他にも妻がいたことを示す資料は管見に入らない。

また、「分脈」が隆教の子とする隆朝も「補任」の尻付に「父従二位隆博卿」とあって、隆博の子である可能性がある。「補任」の隆朝の年齢注記には混乱があり、正応三年（一二九〇）・同四年・同五年・永仁四年（一二九六）の四つの生年が求められる。隆博が父であるとすると、推定で順に四十七・四十八・四十九・五十三歳の何れかの時の子であることになる。隆教とも二十数歳も隔たることからみても、隆教を父とする方が確かに自然であろう。とはいえ、幼時に父が没した為、兄の養子となる例も多く、猶、「分脈」に見える他の隆教の子達をも併せた検討が必要であろう。[6]

三　官歴　附、改名

歌人としての隆博を考える前に、宮廷人たる隆博の地位を確認するために、隆博の官歴を年譜形式で示しておきたい。[7]

宝治元年	（一二四七）	一・五	叙爵〔四〕
建長七年	（一二五五）	九・二九	侍従〔一二〕
文応元年	（一二六〇）	三・二九	讃岐権介〔一七〕
弘長元年	（一二六一）	二・五	左少将〔一八〕[8]
		八・一三	従五位上
文永二年	（一二六五）	一・五	正五位下〔二二〕
四年		一・五	従四位下〔二四〕
六年		四・一〇	左少将還任〔二六〕
八年		一	従四位上（風雅集・二一八二）[9]
			〔二八〕
九年		七・一〇	兼河内介〔二九〕
一〇年		二・二〇	左京大夫（父譲）〔三〇〕

建治元年（一二七五）一・六　正四位下〔三二〕
二年　一二頃　亀山院院司（勘仲記、一二月二二日、二五日条）[10]〔三三〕
弘安四年（一二八一）一・一九　従三位（一代要記）[11]〔三八〕
七年　五・六　侍従〔四一〕
九年　一・五　正三位〔四二〕
一〇年　一・一三　刑部卿遷任〔四三〕
正応三年（一二九〇）一・一三　従二位・去刑部卿〔四七〕
永仁二年（一二九四）四・一三　宮内卿〔五一〕
四年　四・一三　遷大蔵卿〔五三〕
六年　三・二二　但馬権守〔五五〕

官歴の詳細は右の年譜のとおりであるが、ここでは身分の視点から、同族中[12]における隆博の位置の確認と、永仁勅撰の他の三撰者との比較を行ってみたい。

摂関体制時代の下級公家たちの家格再編成期ともいえる院政期に、六条藤家の祖顕季顕輔父子が、院近臣として共に三位には昇り得たものの非参議で留まって以降、ほぼ家格が固定し、顕輔流は散位公卿のままで終わる家柄となった。顕輔の曾孫にあたる知家あたりから九条を称するようになってからも家格は変わらず、隆博も従二位という高位に昇りながら、ついに非参議のままであった。その家格の束縛の中で隆博の辿った官途が同族達と比較して如何なるものであったか、そのことを教えてくれる資料が、『鎌倉遺文』に収載されている。「盛家挙状」と名付けられた文書がそれである。

□□氏家侍従所望事
〔氏〕家稟一流之家嫡、継累代之門業、憶一門昇遷□之後、或任諸衛佐、或経諸官亮、或除拾遺、或任□□、加之、内蔵頭・京職天夫・八省卿皆是四品拝官、□□之芳躅也、如此次第升進、不拘哉、爰氏家叙爵□□、雖及十余年、不浴一官之間、未能出仕之拝趨、□所申匪啻思私、併為致奉公也、僉議之処、豈□哀憐乎、就中、拾遺者、当家之余流、皆以令拝任、□家蓋達微望、以此等之趣、可然之様、可令洩奏達給之状如件
二月一日　盛家
蔵人少輔殿
（一五七九三・『兼仲卿記』弘安十年三月・四月巻裏文書）

この文書の提出者である盛家は顕輔四代の孫[14]、隆博とは曾祖父同士が兄弟という間柄にあり、ほぼ同時代を生きた同族である。その盛家が叙爵以来任官のままならない息氏家の任侍従を願い出たのがこの挙状の主旨である。文書中、氏家を指して「稟一流之家嫡」と記している通り、顕輔―重家―経家―家衡―家清―盛家―氏家と続くこの一流こそ、家名の由来となった顕輔の六条殿を伝領した、顕輔嫡流である[15]。その家嫡にしてこの有り様であるのは、隆博の一流と比較するに、家清以来勅撰集に入集無く歌道と縁遠くなった事[16]と全く無関係ではあるまい。

それはともかく、ここで盛家が一門（「当家の余流」を含めた表現と解すると、ほぼ顕輔流、あるいはその息重家の流を意味すると考えて良いであろう）の人々の任ぜられた官職を列挙していることは注意されよう。諸衛佐・諸官亮・侍従・□□（他と比較するに国

守・少納言・蔵人あたりか)、やや上がって、内蔵頭・京職大夫・八省卿と、公卿にはなってもせいぜい四位相当の官に任ぜられていた顕輔流の実状が良く判る記述だが、これらを隆博の官歴と照合してみると、隆博は、諸衛佐・諸官亮・内蔵頭はないが、より高官の少将[17]を経験し、盛家が「当家之余流、皆以令拝任」と拘った侍従、そして左京大夫や宮内・刑部・大蔵三省の卿を歴任しているのである。それら隆博が経た官を検討すると、少将は因縁付きながら顕輔流で初めて曾祖父顕家[18]が、そして知家の弟顕氏息顕名が任官しており、宮内卿は顕家兄弟の経家と季経、刑部卿は顕輔・重家、大蔵卿は顕家弟の有家がそれぞれ任じられている。そして侍従は行家が、京職大夫は顕輔・顕家それに行家等が就いており、隆博の家とは縁の深い官であることが判る。

かくの如く、隆博の任じられた官には何れも同族内での前例があり、その点に於いては特に目立った官歴ではない。しかしながら、侍従・京職大夫はもとより、前例希な少将や三省の卿を歴任したことは充分注目に値しよう。六条本家やその分家、また隆博の子孫を見渡しても、隆博に匹敵する官歴を有する者は無く[19]、非参議の家格である顕輔流の歴史上、隆博は官人としての頂点を極めたと言う事も可能であろう。無論、これはあくまでも、時代の推移の中での官位相当制の崩れや、官職の実質的な権威を考慮せずに見た場合であり、権勢は院近臣として活躍した顕季や顕輔等に及ぶべくもないことは言うまでもない。とはいえ、院近臣としてでもなく、こうした官に就き得たという事実は、九条家が六条藤家の流れを汲む歌道家としての地位を確保しており、かつ隆博がその家を継ぐに相応しい歌人としての力量を備えていた事を、間接的ながら証明していよう。

それでは、隆博の同族中での地位の確認に続いて、次に、他の歌道家に生を受けた、永仁勅撰の残りの三撰者達との官位の比較をしてみたい。そのことを考える手段として、以下に隆博を含めた四人の昇進年齢比較表を掲げてみる[20]。

	隆博	雅有	為世	為兼
叙爵				
従四位下				
侍従	(四二八)	二	二	三
少将	(一一)	一	一	一
中将	(二)	一	一	一
従三位	(三八)	五	二	六
参議	(四一)	三	三	六
蔵人頭	(四二)	四	四	五
中将	(四七)	九	四	七
従二位		八	三	〇
正二位		八	四	八
権従二位		一	四	九
正三位		五	三	七
権中納言		八	二	〇
大納言		二	一	八
八省卿	刑部卿(四三) 宮内卿(四三) 大蔵卿(五三)	兵部卿(五五) 民部卿(五五)	民部卿(五七)	
出家	(五五)	六一	八九	七九
死去			八〇	六〇

一見して判るように、隆博の欄には空白が目立ち、他の三人と比較して隆博の身分が低いことを示している。また同一官位の年齢を比較しても、雅有にやや匹敵はしても、御子左流の他の二人との差は歴然であろう。逆に八省の卿に任じられた年齢が最も若いのは、三位には昇るものの、相当の官へ就けない隆博の家の家格を象徴しているのである。御子左家との比較に於いて、六条藤家流の歌人達を考える際には、この家格の差は無視できない問題であろう。

ところで、こうした顕輔流の家格を考える上で気になるのは、隆博の改名の問題である。管見に入った改名を示す資料は『公卿補任』唯一つで、宝治元年正月五日の叙爵時に隆博の名は「博家」であったと言う。『尊卑分脈』の当該部分に明らかなように、顕輔の嫡男重家の子孫の内、先に触れた経家以下の六条本家と、経家弟顕家の流の九条家とは「家」の字を通字としており[21]、博家の名は顕家―知家―行家と続く九条流の嗣子に相応しい名と言える。その名の下に付く「家」の字を捨てて、新たに選ばれたのは、隆博の子孫達の名も示すように、名の上に付く「隆」の字であった。「補任」で見る限り、博家から隆博への改名の時期は、初度の任侍従（推定年齢十二歳）以前の事と思われ、隆博自身の意志によるものとは考え難い。それでは、隆博の名に改めさせた、隆博以外の誰か（祖父・父カ）の意図は奈辺にあったのであろうか。

このことに関しても、既に井上氏が生年推定で触れた論文中に於いて、「全くの臆測だが、同族四条家の隆という通字と関係ないか。誰かの猶子となったことがあったのではないか」と述べておられる。確かに古筆の世界に於いても『新撰古筆名葉集』等には、「八瀬切」と称される「続古今集」断簡の伝承筆者として「四条隆博」の名が見えており、隆博という名が「四条」という家名と縁が深いことが窺われるのである。

顕季の主だった三子長実・家保・顕輔は、父の歩んだと同じく、院近臣として出世を重ね、長実は正二位権中納言に（鳥羽院后、近衛院母后美福門院得子を娘に持ち、死後正一位左大臣を追贈された）、家保は従三位参議に進み、顕輔も非参議ながら公卿に昇り得た。長実の流は早く衰えたが、家保の流は、次の家成が正二位中納言、その息隆季は正二位権大納言と次第に昇進し、この隆季が四条を号して以来、家名と共に名の上に付く「隆」の字も通字と成って、大納言を極官とする羽林家四条家が生まれるのである。

隆博の時代における四条家も、摂関家をも凌ぐ権力を握った西園寺家と姻戚関係を通して連帯するなどして[22]、平氏政権と結んで権勢を誇った時代に劣らぬ勢力を有しており[23]、同流ながら顕輔流の九条家などとは隔絶した存在であり、また同流であるが故に、その家運と家格は羨望の的であったことであろう。

そうした九条・四条両家の関係は如何なるものであったろうか。そもそも、顕季の子孫達は、顕季建立の善勝寺を氏寺とし、一族中最も高位高官の者を善勝寺長者として結束する同族体制を採っていた[24]。兄達の死後顕輔が一時期長者と成った事実[25]が示すように、顕輔流も本来その構成員であったが、家格に大きな差が付いた為、顕輔の子孫から長者と成った者はなく、ために四条流中心のこの同族体制に顕輔の六条流が何時まで属していたかは不明である。しかしながら、四条隆親の亡室の法事に、知家の弟僧都尊家が密教供養の導師を勤め、六条本家の家清が参列している事[26]、六条家内で相伝され

ていた人麿影が知家から四条流の成実に譲られている事、[27] 六条流でと共に伝えられた讃岐国里海庄の領家職を、四条隆行が六条光衡や人麿影九条行家等と争った事、隆博が永仁勅撰の下命を受けた際、隆行の子醍醐寺僧隆勝から歌稿を送られている事、[28]『鳳笙師伝相承』や『大家笛血脈』（共に続群書類従所収本）に兄弟弟子として四条隆資に並んで、顕家以来九条流としては五代ぶりに「九条少将茂家」の名が記されている事等、[29] 隆博前後に於ける両流の交流も僅かながらではあるが認められるのである。[30] また、隆博の母親が四条家の縁者であった可能性も皆無ではあるまい。

結局、隆博養子（猶子）説を立証するに足る資料は見当たらないのだが、この改名が、祖父知家や父行家が加わったいわゆる反御子左派の活動が盛んであった時期と重なる事は偶然であるとは考えられず、とすればやはり、隆博は歌道家九条家の家格上昇の為に、四条家の誰かの猶子あるいは養子と成ったとの見方が最も蓋然性が高いように思われるのである。

四　現存歌

続いて、隆博の和歌活動を考察する手始めに、隆博の現存歌数を確認し、諸撰集の入集状況などから、隆博の同時代並びに後代に於ける歌人としての評価を探ってみたい。

隆博の現存歌を集成すると、以下のようになる。そのうち、連歌・漢詩を含めず、重出を除いた歌数は百二十五首である。[32]

A　勅撰集

続古今集（一首）　四六六
続拾遺集（六首）　一六三・四四九・五八四・六二四・九五一・一二六七
新後撰集（十首）　六一・一七二・四四六・五四九・五六六・六六四・八四四・九一四・九八〇・一五四三
玉葉集（九首）　五〇七・七〇六・八四九・八六二・九八二・一六七一・一七一九・二三八一・二五三五
続千載集（九首）　五四・五一三・五二四・五五八・一一七八・一三五九・一三七九・一五〇〇・一五〇四
続後拾遺集（五首）　四〇八・六〇七・八七八・一一六七・一二八六・二二〇八・二二一〇
風雅集（七首）　二一二・五九五・八六九・一九七四・二一八二
新千載集（五首）　三九七・五二四・一二五四・一五二九・一五八九
新拾遺集（五首）　四七七・八〇九・九三六・九六一・一一三五
新後拾遺集（一首）　四九七
新続古今集（四首）　二三五・一五一一・一五四二・一八九七

B　歌会・歌合

歌合　文永二年八月十五夜（五首）　三二・三四・九六・九八・一六〇
続古今和歌集竟宴和歌（一首）　二五
摂政家月十首歌合（現存九首）[33]　七・一九・三一・四三・六九・九三・一〇五・一一一七・一二九
正応二年三月和歌御会（一首）
内裏三首歌会正応三年九月十三夜（三首）

厳島社願和歌（一首）

内裏五首歌会永仁元年八月十五夜（現存四首）[34]

七）・（同、一九）・（同、一一七）・（同、一二九）・秋下、朝霧〈石間集〉・（摂政家月十首歌合、三一）・（夫木六三二七）・恋上、縒見恋〈石間集〉・（摂政家月十首歌合、九三）・（同、一〇五）

C　秀歌撰・私撰集

現存三十六人詩歌（一首）（新拾遺九六一に同じ）

和漢兼作集（五首）　一四二・四〇九・（六四五）・（七九七）・八一八

閑月和歌集（五首）　一二七・一三七・（四一七）・五〇五・（五〇八）

拾遺風体和歌集（一首）[35]（二二一）

夫木和歌抄（十四首）二六六六・二七一五・六三二七・八一三九・八三三一・八三五三・八四一一・八四三〇・八五五〇・八六一〇・八九四八・九一八一・一三七九四・一六五〇二

歌枕名寄（五首）　（一六四）・（一五四二）・（一〇八七）・（一六四〇）・五一二一

藤葉和歌集（四首）　（二六一）・三一五・五二五・六〇一

題林愚抄（二十五首）　九九・二九八・（一二四七）・一五八一・（一九〇五）・一九〇六・（一九六二）・（三七八九）・（三八二九）・（三九四三）・四三一〇・（四三五三）・（四五三一）・（四八一三）・（五一三八）・（五四二一）・（五九〇八）・（六一六二）・（六六〇四）・（七〇六七）・（七三九二）・（七八五八）・（七八七二）・（七八七九）・〔八一三八〕（新千載一二五五　道洪法師、一二五六が隆博歌、歌数より除く）・（一〇五八五）

新類題和歌集（十三首）　（正応二年三月御会）・（摂政家月十首歌合、四三）・秋上、田家秋夕〈拾葉集〉・（摂政家月十首歌合、

D　私歌集

実材母集（二首）　八二五・八三七

E　歌学書

和歌口伝（五首）　五三・七七〈現葉集〉・（八一）・一四五・一七八

F　物語

増鏡（一首）　九九

G　連歌・漢詩

井蛙抄（一句）連歌　五二三

和漢兼作集（一首）漢詩　四九七

この現存歌数は、未完に終わったとはいえ、勅撰集撰者に任じられた歌人としては決して多い数ではあるまい。殊に詠歌活動の上澄みとも言える勅撰入集歌がその半数を占めるのは、勅撰集に汲み上げられ難い、裾野を成す多くの詠作、中でも私的な活動を伝えてくれる和歌資料が少ないことを示してもいる。例えば、「万葉集の詞にて二百首」（玉葉集五〇七）等のような規模の大きな定数歌が僅か一首のみしか現存していないのはその端的な例である。このよう

な現状の主な理由として考えられるのは、やはり隆博に私家集が無い事であろうか。

それにしても、隆博には自撰にせよ他撰にせよかつて私家集が存在した事は一度も無かったのであろうか。歌学書は元より私撰集の集付等にも隆博の私家集の存在を裏付ける証拠は無い。ただ、『新千載集』に見える次の一首には些か注意される。

神無月の末つかた女にかはりてかれたる菊の枝につけて
人のもとにつかはしける　　従二位隆博
つらしとはうつろふをだにみしものをかれはてぬるか庭の白菊
（一五二九）

ここに見えるのは、中古の私家集にあるような、いわば藝的な詞書であり、撰者（二条為定）の見た資料がどのようなものであったかが気になるところである。また、後述することであるが、三つもの勅撰集に一条実経の死を悼んだ贈答が見えている事等も、同様の例であろう。ともかくも、この『新千載集』の一首は、現存歌中に歌合や歌会・大嘗会和歌など公的な晴の歌が多い隆博にあって、生活の一部を僅かに垣間見ることのできる、極めて私的な詠として貴重なものであろう。

さて、隆博の勅撰入集歌の総数は十一代の集に亙る六十二首である。この数字の有する意味を探るため、祖父知家・父行家・息隆教そして永仁勅撰の他の三撰者を併せて、勅撰集入集状況と一勅撰集あたりの平均入集歌数をまとめたのが、下の表である。

知家より隆教までの四代を見渡すと、六条流九条家の十三代集に占めた役割の小さからぬ[36]ことが感じられ、祖父・父にはやや劣るものの、隆博が伝統ある歌道家の当主として代々の撰者から相応の評価を得ていたことが確認できるであろう。また、永仁勅撰の他の三撰者と比較すると、歌数は最少であるが、他の三者が各々後に撰者と成ったり、撰者と成った子孫を有する者達であることを考慮に入れれば、さほどに見劣りする入集状況でもあるまい。逆に取り柄として挙げるならば、撰者や家、流派等に拘らずほぼ一定した入集を見ていることを指摘できようか。

	知家	行家	隆博	隆教	雅有	為世	為兼
新古今	1						
新勅撰	12						
続後撰	19	2					
続古今	31	17	1		1		
続拾遺	17	14	6		7	6	2
続後撰	4	7	10	3	10	11	9
玉　葉	1	4	9	5	16	10	36
続千載	4	6	9	0	8	36	0
続後拾	3	4	5	3	5	20	0
風　雅	3	4	7	8	2	7	52
新千載	3	5	5	10	6	42	16
新拾遺	1	9	5	5	1	25	8
新後拾	15	3	1	3	2	14	6
新続古	6	6	4	4	14	6	3
入集数	118	81	62	41	72	177	132
集平均％	8.43	6.75	5.64	4.56	6.55	17.7	13.2

一方、私撰集に於いては、隆博の存命中や死後程無く編まれたものの多くは散佚し、現存しても残闕本であるため、適切な評価は下し難い。それでも、現存諸集に関して見るならば、隆博が四十歳前

後の頃に、仁和寺関係の僧侶歌人によって撰ばれたとされ、十巻が現存する『閑月和歌集』では、祖父知家四首、父行家二首を凌ぐ五首の入集が確認でき、永仁勅撰の他の撰者、為世四首、雅有・為兼二首をも越えている。又、隆博の死後に編まれた、冷泉為相の撰と推される『拾遺風体和歌集』(完本)には一首のみが入集する。同集は雅有十首、為兼四首、為世二首と、撰者為相との親疎が入集に大きく影響していると思われるのだが、一首ではあっても隆博歌は離別部の巻頭に配されており、入集歌数のみでは判らない撰者の配慮が感じられるのである。更にその後、二条派歌人の小倉実教によって編まれた『藤葉和歌集』では、撰者の師為世の十四首は別としても、為兼の三首よりは多い、雅有と同数の四首が入集しており、一応他の永仁撰者に見劣りしない入集状況であると言えよう。

また散佚撰集に目を転ずると、類題集や歌学書の集付、古筆切等により、真観撰の『石間集』、為氏撰の『現葉集』、清定撰の『拾葉集』、源承撰の『浜木綿集』等への入集が確認できる。[37] 加えて、真観が北条時宗の依頼で撰んだ秀歌撰『現存三十六人詩歌』(詩は日野資宣撰)に、為世・雅有と共にその名がある事は、打聞等を編む際に隆博が無視できない歌人であったことを示していよう。

あるいはまた、為家の息源承が反二条の歌人達を論難した歌学書『和歌口伝』に、五首も引用され難ぜられているのは、源承の眼に隆博がいわゆる反御子左派の歌人として注意を要する存在であると映っていたことを証しているのではないだろうか。

このように、諸撰集の入集状況より、時代や派閥を代表する撰者達からも、隆博が、六条藤家の伝統を引く歌道家九条家の当主として、また永仁勅撰撰者の一人に任命された歌人として、一応その力量が認められていたであろう事が窺われるのである。

以上本稿では、歌人隆博の外郭を官歴・現存歌数・諸撰集入集状況等の面から辿ってきた。次稿に於いては隆博をより具体的に捉えるために、和歌活動・庇護者・歌風、そして永仁勅撰等を中心とする諸点から更なる検討を加えたいと思う。

注

(1) 為兼・雅有・為世に関する研究については、『国文学解釈と教材の研究』(平二・一二)の「新古今集を読むための研究事典」なる特集に於いて、「京極為兼」(村尾誠一氏)・「飛鳥井家」(寺島恒世氏)・「二条家」(三村晃功氏)の項目にそれぞれ簡要な紹介がある。

(2) 隆博に関しては、和歌関係の辞典や後述の生年推定で触れる井上宗雄氏の著書と論文等に言及されている程度で、隆博単独の論考は無い。

(3) 久保田淳氏は『新古今集全評釈』第八巻(講談社、昭五二・八)の一五三七番歌の「語釈」に於いて、詠作年次の明かな慈円の作例を検討されて、「四十代の後半から五十代前半くらいを「いそぢ」と呼んだらしい」と述べておられる。

(4) 『皇代歴』は同月六日。『一代要記』は翌正安元年十二月六日とするが、正安元年中の隆博の動向を示す資料は認められない。

(5) 東京大学史料編纂所蔵。明治八年四条隆謌により政府に提出された。

(6) 隆教・隆朝共に鎌倉後期歌壇に於いて歌道家九条家を守って活躍した歌人であるが、その活動に関しては、やはり年齢推定で触れた井上氏の御著書を御覧戴きたい。

(7) 主として『公卿補任』に拠ったが、他の資料より判明するものは、その資料名を( )に入れて示した。「 」内は推定年齢である。

(8) 『続拾遺集』六二四番に少将在任が長くなったことを歌った詠が存する。

少将に侍りけるころよみ侍りける　　藤原隆博朝臣

(9)　いくとせかかざしきぬらん三笠山おなじふもとの秋のもみじば
　　文永八年正月叙位に一級ゆるされ侍りけるに、内裏にて禁
　　庭松久といふ事を講ぜられけるによみはべる　従二位隆博
　　千代ふべき雲ゐの松にみゆるかなひとしほまさる春のめぐみは
　前後の位より、これを『公卿補任』に記載の欠けた従四位上に叙せられた折の詠と推定した。

(10)『増補史料大成』の『勘仲記』二十二日・二十五日条では、「(四位)院司隆輔(朝臣)」と翻字されるが、東洋文庫岩崎文庫蔵(現在、国立歴史民俗博物館の所蔵となる)の自筆『兼仲卿記』によって「隆博」の誤りであることを確認した。

(11)　叙位の日付は『一代要記』に拠る。

(12)　顕季流の人々の血縁関係に付いては次の系図を参照戴きたい。

(13)　九条という家号に付いては、拙稿「六条藤家から九条家へ—人麿影

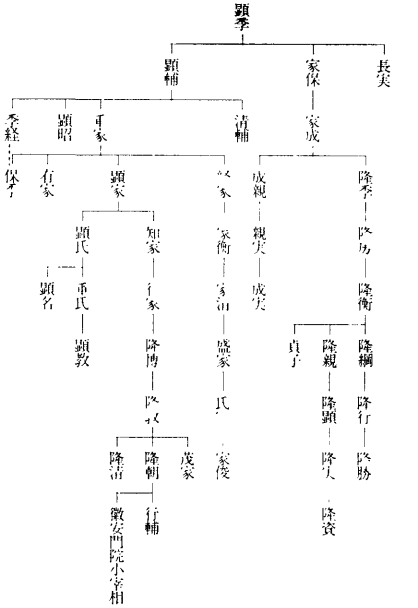

と大胥会和歌—」(『芸文研究』五三、昭六三・七)を参照戴きたい。

(14)　盛家の叙爵は隆博より二年遅い建長元年(一二四九)正月五日、叙従三位は隆博より三カ月後の弘安四年(一二八一)四月十九日、そして公卿になって以後無官のまま正応二年(一二八九)四月五日に正三位で出家している。

(15)　このことに関しては井上宗雄氏「新古今時代における六条家」(『古代文化』三七巻一一号、昭六〇・一一)に詳細である。

(16)　六条本家は歌道を離れた後、重家より伝わる楽を家職とする家として存続したらしい。『鳳笙師伝相承』や『大家笛血脈』には、中院右大臣に学んだ重家以降、盛家の孫家俊に至る七代の名が連なり、殊に前者に「自大宰大弐重家至家俊朝臣。子孫次第相伝」との注記がある如く笙の家であった。『御遊抄』を見ると御元服・御会始・立后・任大臣等の御遊に於いて、六条本家の歴代が笙を奏しているのだが、それも盛家までで氏家以降その名が無い。「盛家挙状」に窺われる盛家の悩みの因はここにあるのだろうか。

(17)　少将還任後の文永八年(一二七一)正月十七日、射礼に参じた隆博は盃の順をめぐり、『吉続記』の記主左少弁吉田経長と相論となる。
　晴、入夜参射礼、(中略)、在予座下、任位次着座也、上卿、近衛将隆博朝臣等、奥、左宰相中将、予、少納言等、北座也、上卿前居長台盤居饌、宰相被催二献、予二献之後所之也、遅々有恐、造酒司持参盃、上卿飲了唱平、次宰相飲之、予欲飲之処、隆博朝臣可為位次之由申之、予所存可為官次之由申之、近例毎度相論、可為別盃之由、上卿被命、雖為別盃、次将先可飲之由執之、可為別盃者、先可飲之由予申、及此相論移時、仍予揖起座早出、近例如此相論之時、弁早出(以下略)
　ここに同族中でも例の希な少将に任じられた隆博の気負いが感じられるのではないだろうか。

(18)　但し権官である。『玉葉』安元二年(一一七六)十二月五日条の「但今度除目第一之珍事、左少将顕家也、是関白懇望云々」との一節より、顕家の少将任官が、近侍していた関白松殿基房の後押しに因るものであり、かつ、いかに異例のものであったかが判る。猶、この件に付いては、辻彦三郎氏『藤原定家明月記の研究』(吉川弘文館、昭五二・五)の第二章第四節に詳しく、それに拠ると、基房は顕家を鍾愛していたと言う。

(19) 隆博息隆教や、知家弟顕氏を祖とする紙屋川家の隆博以降の世代の者達が中将に任じられてはいる。

(20) 隆博以外の三人の昇進年齢は主として『公卿補任』に拠った。

(21) 但し、六条盛家は『公卿補任』に拠ると初名は「盛長」であった。

(22) 四条隆衡女貞子が西園寺実氏室となり、後嵯峨院中宮後深草・亀山二代の国母大宮院姞子、後深草院中宮東二条院好子の生母となって、鎌倉中期における西園寺家の栄華と四条家の権勢の礎が固められたのであった。

(23) 貞子父隆衡の母は平清盛女であった。四条・平両家の関係に付いては角田文衛氏『平家後抄　上（下）』（朝日新聞社、昭五六・四、五）に詳細である。又同書は前注の北山准后貞子並びに四条・西園寺両家の関係と繁栄の様に関しても触れる所大である。

(24) 善勝寺と長者制に関しては、平山敏治郎氏『日本中世家族の研究』（法政大学出版局、昭五五・四）に詳細である。

(25) 善勝寺長者になった者には、『尊卑分脈』に「善勝長」と注記が存する（後代になると『公卿補任』にも明記されている）。顕輔が長者となったのは、兄家保の子正二位中納言家成が仁平四年（一一五四）五月二十九日に没して（台記）から、自身が翌年五月七日に没する（公卿補任）までの間であると思われる。

(26) 『平戸記』寛元二年（一二四四）三月二日条。

(27) 『明月記』寛喜三年（一二三一）九月七日条。この件に関しては拙稿「人麿影の伝流―影供料里海庄をめぐって―」（『和歌文学研究』六〇、平二・四）を参照戴きたい。

(28) 『続門葉集』八三三

永仁のころ勅撰のさた侍りけるに、大蔵卿隆博歌をたづねけるをつかわすとてそへ侍りける　法印隆勝

和かのうらやむれゐる田鶴のその数にかずならぬ身も名を残さばや

(29) 『鳳笙師伝相承』には「九条少将隆清」と茂家の弟の名を記す箇所もある。隆清が少将となった事実は、現在のところ確認し得ず、元々「九条少将」とのみあったものに注記を誤ったとも考えられる。しかしながら、『豊原系図』（群書類従本）中の「相承次第」にも、同じく両者の名が挙がっており、猶検討したい。また、後者に拠ると茂家は後光厳院や後円融院の笙の師となるのだが、茂家の楽の面での活動が明かではなく、にわかには信じ難い。

(30) 四条流と六条流との婚姻は余り例がないが、たとえば隆博の曾祖父顕家の母は家成女子であり、同母兄弟に経家・有家・保季等がいる。

(31) 改名のあった建長期は、後嵯峨院の人麿影供に対する興味を背景に、六条流九条家は人麿影供創始者の末裔として、又、人麿影を相伝する家として、当時の歌壇にその存在を強く主張した時代であった。この件に関しては、注(13)で触れた拙稿並びに、「人麿影供年譜稿―鎌倉時代篇―」（『三田国文』一二、平元・一二）を参照戴きたい。

(32) 歌番号は主として『新編国歌大観』（一～八巻）に拠ったが、『歌枕名寄』は渋谷虎雄氏『校本『歌枕名寄本文篇』（桜楓社、昭五二・三）に拠った。又、歌番号の（　）は同一歌が前掲作品にあることを、＜　＞は集付を示す。「C　秀歌撰・私撰集」は、原則として他資料に見えない歌を有するものに限ったが、入集に意義が認められるものはこれを挙げた。

(33) この歌合は現存諸本皆欠脱が有り、為に隆博歌も「月下擣衣」題の四十一番右歌が欠けている。ただし、同歌合の他の隆博歌を採歌している『和漢兼作集』に同題の隆博歌（八一八）が存しており、この歌が歌合の欠けた一首である可能性は高いものと思われる。

(34) 現存本は書陵部蔵『内裏御会』（五〇一・三三九）一本のみであり、同本は丁移りの間に「月前待恋」題の隆博歌を欠いている。

(35) 『拾遺風体集』諸本では作者を「隆持卿」とするが、この詠は「新後撰集」入集歌である。中川博夫氏より御教示を得た。

(36) 隆教の子達の勅撰入集歌数は、隆朝が六首、隆清が一首、隆朝の子行輔が五首、徽安門院小宰相が九首である。

(37) 散佚私撰集に付いては、『築瀬一雄著作集四　中世和歌研究』（加藤中道館、昭五六・六）に詳細である。同書には、隆博歌も含めて、『石間集』・『現葉集』・『拾葉集』入集歌が収集されている。また、手鑑『藻塩草』中の「冷泉源承」筆「笠間切」なる歌集切は「浜木綿集」の断簡であり、ここに、作者名を「刑部卿隆博」として、『新後撰集』六六四番歌と同一歌が見えている。